

令和 3 年度の区立保育園運営経費について

令和 3 年度の港区立保育園における運営経費についてお知らせいたします。

なお、このお知らせは、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 14 条第 1 項に基づき通知するものです。

◆ 令和 3 年度区立保育園の運営経費

区立保育園の運営経費			
2, 1 1 3, 7 0 0 円			
公定価格 ※国の基準で算定した運営経費			
1, 1 3 1, 5 0 0 円			
33, 000 円	4 7 7, 1 0 0 円	6 5 4, 4 0 0 円	9 4 9, 2 0 0 円
(給食費)	(保育料)	施設型給付費	区負担額
利用者負担額		※区立保育園では区が負担	※国の基準を超える部分を区が負担

※運営経費は、令和 3 年度決算額(施設建設費ほか一部経費を除く)を令和 3 年度園児定員数で除した額です。

※公定価格は、令和 4 年 3 月時点での区立保育園(20 園※分園含む)の平均額です。

※上記は、保育料を最高階層(D30)とした場合の平均額です。

※運営経費、公定価格等は、百円未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計が一致しない場合があります。

新制度では教育・保育に必要な額として国が定める基準により算定した「公定価格」から利用者負担額(保育料)を差し引いた額を「施設型給付費」とし、公立施設においては区市町村の負担としています。令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5 歳児の利用者負担額が無償化される一方、新たに副食費(給食費)を徴収することになりました。

港区では、国基準である「公定価格」を超える額を区が負担することで、教育・保育の質の向上や保護者負担の軽減等に取り組んでいます。

◆ クラス年齢別の施設型給付費

国が定める基準により算定した区立保育園の公定価格及び施設型給付費は以下のとおりです。

施設型給付費は、クラス年齢や利用者負担額（保育料）によって、各ご家庭で異なります。お子様のクラスや、現在決定している保育料の区分に当てはめてご確認くださいませようお願いいたします。

クラス	公定価格	利用者負担額 (保育料)	施設型給付費	<参考> 利用者負担額 (給食費)
5歳児	541,500円	<無償化> 0円	541,500円	0円 または 60,000円
4歳児	541,500円		541,500円	
3歳児	759,400円		759,400円	
2歳児	1,484,800円	0円 ~1,060,800円	1,484,800円 ~424,000円	
1歳児	1,485,900円		1,485,900円 ~425,100円	
0歳児	2,529,200円		2,529,200円 ~1,468,400円	

※公定価格は区立保育園の平均額

(参考) 区立認定こども園（芝浦アイランドこども園）における施設型給付費

認定区分	クラス	公定価格	利用者負担額 (保育料)	施設型給付費	<参考> 利用者負担額 (給食費)
1号(教育) 認定	5歳児	947,600円	<無償化> 0円	947,600円	0円 または 60,000円
	4歳児	947,600円		947,600円	
2・3号 (保育)認定	5歳児	516,400円		516,400円	
	4歳児	505,500円	0円 ~1,060,800円	505,500円	
	3歳児	712,700円		712,700円	
	2歳児	1,439,500円		1,439,500円 ~378,700円	
	1歳児	1,439,500円		1,439,500円 ~378,700円	
	0歳児	2,487,300円		2,487,300円 ~1,426,500円	

【お問合せ】

子ども家庭支援部保育課運営支援係

電話：3578-2850